

佐賀県公報

(◎毎月、県例規集に登載するもの)

16年
平成4月26日(月)
外

四 次

公 告

- 平成十六年度狩猟免許試験等の実施
- 平成十六年度佐賀県水産業改良普及員資格試験の実施
- 漁業法に基づく公認令の認定

(生産者又は漁業者)
(水産業)
(公認)

○ 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の規定による平成16年度狩猟免許試験等を次のとおり実施します。

平成16年4月26日

佐賀県知事 古川 康

1 狩猟免許試験等の区分

- (1) 法第41条の規定による狩猟免許試験
- (2) 法第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新のための適性検査及び講習

2 日時及び場所

別表のとおり

3 注意事項

- (1) 1の狩猟免許試験及び適性検査を受けることのできる者は、県内に住所を有する者とします。
- (2) 狩猟免許試験は、狩猟に関する適性、技能及び知識について行います。
- (3) 狩猟免許試験の種類は、網・わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の3種類とし、網・わな猟免許は網又はわなを使用して狩猟を行う

者を、第一種銃猟免許は銃器（装薬銃又は空気銃）を使用して狩猟を行う者を、第二種銃猟免許は空気銃を使用して狩猟を行う者を対象とします。

(4) 狩猟免許更新のための適性検査及び講習を受けることができる者は、平成13年度に狩猟免許を取得又は更新した者（以下「更新対象者」という。）とします。

また、更新対象者で、今回更新対象となる免許と異なる種類の免許を所持しているものは、希望すれば、当該免許についても更新することができます。この場合において、更新した当該免許の有効期間は、更新の日から3年間とします。

(5) 狩猟免許更新のための講習は、法令、猟具の取扱い及び鳥獣の判別について行い、適性検査は狩猟免許試験に準じて行います。

(6) 既に狩猟免許を受け、その有効期間内にこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験（猟具に係るもの）を免除します。

(7) 次に掲げる者は、狩猟免許試験を受けることができません。

ア 20歳に満たない者

イ 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことにより支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（アからウまでに該当する者を除く。）

オ 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

- (8) 受験者は、免許申請書又は免許更新申請書に、次に掲げるものを添えて、

別表の期日までに、社団法人佐賀県獵友会（郵便番号840-0027 佐賀市本庄町本庄278番4号 森林会館内）へ提出してください。

ア 住民登録票（狩猟免許試験申請者に限る。）

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可を受けている場合にあってはその写し、受けていない場合にあっては(7)のイからエまでに該当しない旨を記す医師の診断書

ウ 手数料（狩猟免許試験5,300円、狩猟免許更新講習2,900円及び免許試験の一部免除者4,000円）としての佐賀県収入証紙（申請書により付けられること。）

エ 写真（提出前6月以内に撮影した上半身、無帽のライカ版（3.6センチメートル×2.4センチメートル）で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

(9) その他詳細については、佐賀県農林水産商工本部生産振興部生産者支援課中山間地域・鳥獣対策担当（電話0952-25-7113）、社団法人佐賀県獵友会（電話0952-26-6543）又は最寄りの社団法人佐賀県獵友会の各支部に問い合わせてください。

別表

1 平成16年度狩猟免許試験

科 目	年 月 日	時 間	場 所	電 話 番 号	申 請 書 提 出 期 限
知識試験	平成16年 7月12日 (月)	受付 8:30~9:00 試験 9:10~11:40	佐賀郡大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	平成16年 7月2日 (金)
適性試験及び 技能試験		受付 13:00~13:30 試験 13:30~17:00	佐賀郡大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター		
知識試験	平成16年 7月25日 (日)	受付 8:30~9:00 試験 9:10~11:40	佐賀郡大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	平成16年 7月16日 (金)
適性試験及び 技能試験		受付 13:00~13:30 試験 13:30~17:00	佐賀郡大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター		
知識試験	平成16年 8月8日 (日)	受付 8:30~9:00 試験 9:10~11:40	佐賀郡大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	平成16年 7月30日 (金)
適性試験及び 技能試験		受付 13:00~13:30 試験 13:30~17:00	佐賀郡大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター		

2 平成16年度狩猟免許更新講習及び適性検査

年月日	時間	場所	電話番号	申請書提出期限
平成16年 6月24日(木)	受付 13:00~13:30 講習及び検査 13:30~17:00	唐津市坊主町433-1 唐津農林事務所	0955-73-9347	平成16年 6月7日(月)
平成16年 6月25日(金)	受付 13:00~13:30 講習及び検査 13:30~17:00	武雄市武雄町大字武雄5538-1 武雄市文化会館	0954-23-5165	"
平成16年 6月27日(日)	受付 8:30~9:00 講習及び検査 9:00~12:30	佐賀郡大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	"
平成16年 6月27日(日)	受付 13:00~13:30 講習及び検査 13:30~17:00	佐賀郡大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	"

佐賀県水産業改良普及員資格試験要綱（平成2年佐賀県告示第458号）第2条の規定により、平成16年度佐賀県水産業改良普及員資格試験を次のとおり実施します。

平成16年4月26日

佐賀県知事 古川康

1 試験の日時

平成16年5月27日(木曜日)

9時から12時30分まで 筆記試験

2 試験の場所

佐賀県庁新行政棟6階61号南会議室（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）

3 受験資格

次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができます。

- (1) 別記第1に掲げる教育機関において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済若しくは経営に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者で1の試験期日から起算して1年内に卒業見込みのもの

- (2) 別記第2に掲げる教育機関において水産業に関する正規の課程を修めて卒業した者であって、1の試験期日までに当該教育機関における修業年限と別記第3に掲げる試験研究機関若しくは教育機関において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間、国、地方公共団体その他法人格を有する団体において水産業に関する技術の普及若しくは指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間の合計が4年以上のもの

- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると知事が認める者

4 試験の方法

試験は、筆記試験及び口述試験により行います。

- (1) 筆記試験は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げるひつす科目及び同表の右欄に掲げる選択科目について行います。

区分	ひつす科目	選択科目
1の(1)に該当する者	1 漁業経営 2 教育方法	沿岸漁業学、漁具学、漁法学、漁ろう学、漁場学、漁業資源学、水産機械学、漁獲物処理法、水産製造学、水産生物学、水産増殖学、水産土木学又は水族病理学のうち2科目
(3)に該当す	1 漁業経営 2 生物、物理又は化学のうち1科目 3 教育方法	同 上

- (2) 口述試験は、社会常識その他水産業改良普及員として必要な能力について行います。

5 受験手続

- (1) 提出書類等

試験を受けようとする者は、次に掲げる書類及び写真を提出してください。

い。

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書

エ 3の(2)に該当する者については、受験資格を有することを証明する書類

オ 写真（正面脱帽上半身像の提出前6月以内に撮影した縦10.5センチメートル横8センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記したもの）1枚

(2) 受験願書等の用紙の交付

- (1)のア、イ及びエの用紙は、佐賀県生産振興部水産課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）で交付します。

- (3) 受験に要する書類の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成16年5月6日（木曜日）から平成16年5月20日（木曜日）まで。

ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

なお、郵送による場合は、平成16年5月20日の消印のあるものまで受け付けます。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

（4）受験に関する書類の提出先

試験を受けようとする者は、(1)の書類及び写真を佐賀県生産振興部水産課に提出してください。

6 合格者の発表等

試験の合格者の氏名は平成16年6月下旬に佐賀県生産振興部水産課前に掲示するとともに、合格者に対してはその旨を通知し、後日合格証書を交付します。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます（口頭での開示請求は、受験者本人に限ります。）。

受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に水産課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に開する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開示期間	開示場所
科目別得点 総合得点	合格発表の日から1か月間	生産振興部水産課（県庁6階） 佐賀市城内一丁目1番59号

8 その他

受験手続その他詳細については、佐賀県生産振興部水産課（電話 0952-25-7145）に問い合わせてください。

なお、郵便で問い合わせる場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

別記第1

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学

2 独立行政法人水産大학교法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大학교

3 学校教育法による高等専門学校

4 独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大학교

5 農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大학교

別記第2

1 学校教育法による高等学校

2 前号に掲げる教育機関を卒業した者と同等以上の学力を有する者を入学又は入所の資格とする教育機関

別記第3

1 国又は地方公共団体の水産業に関する試験研究機関

2 学校教育法による高等学校

3 前号に掲げる教育機関と同等以上の教育機関

○ 増田縣漁業公團會

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、有明海の農林水産大臣管轄漁場における漁業の免許について、次のとおり公聽会を開催する。

平成16年4月26日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 山崎龍馬

1 日時 平成16年5月7日（金）午後3時

2 場所

佐賀市西与賀町厘外821番地59号

3 議事

のりひび建養殖漁業の免許に係る免許の内容たるべき事項、免許予定期間及び地元地区について

4 渔場計画の内容

佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局（佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県生産振興部水産課内）において閲覧に供する。

5 公聽会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）の範囲

（1）漁業権者

（2）入漁権者

（3）漁業権漁業の経営者

（4）漁業協同組合関係者

（5）その他利害関係のある者

6 公述者の注意事項

（1）公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で平成16年5月6日まで

に佐賀県有明海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

(2) 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

(3) 公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

(4) 公述者の発言は、その意見を聽こうとする事件の範囲を超えてはならぬべく。

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年四月二十六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)